

第16回「千葉県県土整備部所管国庫補助事業評価監視委員会」議事録

1. 会議の日時 平成20年7月24日(木)午後1時30分から午後5時50分
 2. 場 所 プラザ菜の花 3階 菜の花
 3. 出席者の氏名
 - (1) 委員
池田達哉、石川幹子、岡部明子、木村琢磨、高橋洋二、瀧和夫、寺部慎太郎、
榛澤芳雄、本多利夫、山田正 (五十音順、敬称略)
 - (2) 事務局職員
橋場県土整備部長、嶋崎県土整備部まちづくり担当部長、平野県土整備部次長、
伊豆倉県土整備部次長、大竹県土整備政策課長、同課職員
 - (3) 事業担当
大網白里町、袖ヶ浦市、木更津市、栄町、東金市、茂原市、市川市、市原市、
県下水道課、県都市整備課
 4. 委員会に付した議題
 - (1) 再評価実施要領に基づく再評価を実施する事業について
 - (2) その他
 5. 議事の概要
(事務局より)
配布資料の確認
委員会成立要件の確認(全委員11人に対し10名の出席であり、千葉県県土整備部所
管国庫補助事業評価監視委員会運営規程第6の規程により半数以上の出席があること
から会議が成立していることを確認)
委員の紹介
県土整備部職員紹介
(議長:榛澤委員長より)
審議状況の公開について確認(審議の公開について千葉県県土整備部所管国庫補助事
業評価監視委員会運営規程第10の規程により、今回の9件の案件について公開で審議
することを確認)
傍聴者及び報道関係者の入室(傍聴者3名)
- 議題(1)再評価実施要領に基づく再評価を実施する事業について
<県下水道課より下水道事業全般についての説明>
大網白里町公共下水道事業 大網白里処理区 小中川排水区他
(再評価実施後10年を経過した時点で継続中ということで、再評価を実施。)
<事業担当(大網白里町)より事業内容の説明>
委員:雨水のほうですが、費用便益比の1.3~4.1、これはどういう事柄によって幅が出
てきたか、お聞かせいただきたいと思います。
事業担当:これは各排水区個々に算出いたしますと、数字が個々に出てきますので、低い

のが 1.3 で、一番大きい費用便益比が 4.1 となっています。

委員：トータルではなくて、個々でやるということですね。

事業担当：そうです。

委員：ここに総費用、582 億円とありますが、下の方の事業概要では全体計画の事業費が 337 億円とあります。この数字の関係をもう一度ご説明願います。

事業担当：582 億円につきましては、B / C の算出に当たります C (総費用) というところで、将来的な改築更新までにはらんだ費用を含めたものになっています。

それから事業費 337 億円ですが、これは全体計画における全施設の建設投資額ということになります。

委員：平成 29 年とありますがこれは全体計画で、目標年次平成 29 年までにかかるであろう費用が 337 億ですね。それとコスト (C) の値の大きな違いがどういうことなのか。更新の費用を入れているという意味がわからなかったもので。

事業担当：まず、全体計画の 337 億円というのは、平成 29 年度までに建設する施設の建設費用になります。全体計画策定当時の単価で算定している金額になります。ところが、B / C の算定に使う総費用というのは、投資した金額やこれから先に投資する金額、それから、当然先につくった施設が途中で老朽化しますので、そういったものを更新する費用まで含めたものを入れています。B / C の算定にあたっては、コストとして将来的な改築の費用を含めることが条件になっています。

委員：そうすると、一旦建設された下水道施設を半永久的に維持するための全ての費用ということで、時間の観念がないわけですか。更新ということであるとある時間で区切らないといけないですが、時間をどこかで区切って、そこで発生する費用ということですか。

委員：この事業が完成してから 50 年間は供用する、そういうようになっていたと思います。一つの例として、50 年かかって完成して、その段階から 50 年間それを維持する。ですから、100 年間、下水道の事業が進んで、100 年間を含めて見るのが総費用ということになります。

委員：マニュアルを見ますと、管渠とかマンホールは 50 年、処理場は 15 年、宅地内排水設備改造費は 15 年というように書いてあります。そうすると、事業費にはそれは入れないということなのですね。単純にかかった費用。将来のことではなくて、実際に支出した費用ということになるわけですか。

事業担当：事業費の方につきましては、単純な建設投資額ということになります。

委員：もう 1 点だけ。費用のことを伺いましたので便益のほうです。こちらの町の場合に非常にすばらしい海岸がございますので、パワーポイントにもありましたように、公共用水域の水質保全というのが非常に大きな公共下水道の役割であると私も思いますが、この便益の 767 億円というものの中に公共用水域の水質保全に関わる便益というものがどのくらいのパーセンテージを占めているのか。そして、それがどんな形で便益を出して 767 億円という便益が出るのか、教えていただけたらと思います。

事業担当：まず、公共用水域の水質保全に関わるものですが、767 億円のうち、これは 147 億円ほどカウントしています。

そのほかの内訳につきましては、浄化槽の設置費用及び浄化槽の設置にかかる処

理施設の建設費、あと維持管理費等々を含めまして、339 億円ほどかかります。それと、排水路の蓋かけ及び清掃費等が 262 億円ということで、併せて概ね 767 億円となっています。

委員：浄化槽 339 億円ということだと、人口は 5 万人ですか、そうすると浄化槽で 1 人当たりどれくらいの便益ということなのでしょう。

事業担当：浄化槽の費用は 338 億円で、下水道の計画人口が 4 万 3,500 人になりますので、概ね 1 人当たり 78 万円程度ということになります。

委員：147 億円の公共用水域の保全便益があると言われましたが、最初の説明のときには、便益のほうは浄化槽設置のコスト、費用のほうは汚水管を設置したコストで、両方のコストで見ると説明されたと思います。公共用水域保全の便益もカウントするということですか。

事業担当：冒頭の説明の中で、主だった便益の内容を説明させていただきました。ちょっと聞き逃したかもわかりませんが、「等」ということで説明いたしましたので。浄化槽だけと誤解されてしまったことは、大変申し訳ございません。大網白里は公共用水域の方の便益部分も含まれています。

榛澤委員長：先ほど説明があったときに、生活周辺環境というのがあったと思います。それに入るのではないかと思います。

委員：マニュアルを見ますと、便益の算出方法に現在価値比較法と代替費用法と両方あるのですが、先ほどの冒頭の説明ですと、おそらく代替費用法による便益の計算の仕方を説明していたと思うのですが、先ほどの委員の質問に対しては、公共用水域に対する、どちらかといいますと現在価値比較法の方を採用されている。これは併用して計算するものなのか、どちらかを選択するものなのか、基本的な算出の仕方ですが、整理していただきたいと思います。

事業担当：この費用効果の算出にあたりましては、「下水道事業における費用効果分析マニュアル」に基づいて実施しています。確かにやり方は何種類かございまして、そのうちの一つの方法を使用して費用効果の対比をしているということで、二つの方法を合わせてやっているということではございません。

委員：冒頭の説明では、代替費用法を主に採用されているはずなのですが、代替費用法の場合には公共用水域の水質保全効果というのがカウントされる場所があるのでしょうか。

事業担当：マニュアルの 109 ページから 110 ページを見ていただきたいのですが、今、委員が発言されたように代替費用法と、110 ページに、公共用水域の水質保全効果の項目として公共用水域の環境価値という形で、全体計画区域内の世帯数に年間の支払い意志額を乗じていまして、これを使って今回は総便益を出しています。

委員：現在価値ではなくて、代替の方法でこういうように計算できるということですね。

事業担当：はい、マニュアルに沿って計算しています。

委員：工事の終了年度は平成 52 年度になっています。全体計画の目標年次というのは平成 29 年。いろいろな数字があるようですが、いずれにしても、いま平成 20 年ですから、平成 52 年というとまだ 30 年先ですけれども、この工事終了年度というのはどういう意味を持っているのでしょうか。

事業担当：工事終了予定年度の平成 52 年度というのは、過去の整備実績をもちまして残

事業を押し量って平成 52 年度と終了年度を想定しています。

委員：要するに、あと 32 年、予算的にかかるという意味ですか。毎年の予算でやっていくと、あと 30 年かかるという意味ですか。

事業担当：現状ではそういう形になります。

委員：少し長過ぎるような気がするのですが。もし雨水排水が必要であれば、もっと早くやるべきだと思う。あと 30 年もかけてやるというのは、よくわからないのですが。

事業担当：雨水事業につきましては、甚大な被害のところは既に整備が終了しています。予算が限られていますので、局部的に浸水被害のあるところについては、既に整備は終了しています。新たな開発等があるところについては計画的に今後進めていきますが、あくまでも現在まで実施してきた規模で想定しますと平成 52 年までかかってしまうということになります。

榛澤委員長：予算があればできる訳ですが、限られた予算の中で累積していくからそういう結果になると思うのですが違いますか。

事業担当：委員長のご発言のとおりで、今までの実績でいきますとそういう結果になるのですが、できるだけ早く終わるように財政当局に話をしながら努力するつもりでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

委員：B / C が 1.0 以上なら事業をやり続けてもいいというのは、考えようによっては、B / C が 1.0 しかないのにやっていいのかというようにとれるが、逆に言うと、そのくらい低くてもやる価値があるからやりなさいというようにも見えるわけで。例えばほかの道路事業など、少しやっただけで B / C が 10 以上と簡単に出ることは多くありますね。下水道事業とか雨水対策事業で真面目に計算しても 1.3 ぐらいしかないというのは、もともとのマニュアルがおかしいのではないか。一生懸命やっただけで 1.3 ぐらいしかないといわれるのはおかしいと思われるか、または、それぐらいでも本当はやる価値があるが、あまり B / C のスレッシュホールドを高く設定したら、たいていの町で事業ができない。低く設定せざるを得ない。そういう意味では、「低いままで結構です」と言われる方がいいか。どう思われますか。

事業担当：マニュアルの中に書いてある数字ですので、我々があまり意見を言える立場にはないと思うのですが、町としては一応 1.0 以上あれば継続は可能だというのが出ていますので、低くても、事業は必要なものですのでやっていきたいと思っています。

委員：私はどんどんやってほしいという立場であり、そう思っています。別の自治体でやっているときは、国の基準でいけばこうなるのだが、つまりそこが県なり町の政策で、これは大事なことなので、理論に基づいた我が方（県・市町村）の考えでいくと実は B / C はもっと高いです。国土交通省に出すときはルール通り出してあげればいいが、県の国庫補助事業評価監視委員会で議論するときは、我が方で計算してみたら実はこのくらいあるというのも、本来、自治体としてやっていい時代だと思うのです。あるいは、こういう委員会を出していい時代だと思います。急にこんなことを言ってもできませんが、長い目で見たら、千葉県とか各自治体がかなり独自性を持って「B / C を見たら実はこうなるのですが、国のレベルでいくとこうなります」というのは、あっても全然構わないと私は思っています。これは一般論として、コメントとして。

委員：今の先生のお考えは、まさしくそのとおりだと思います。国のほうも、平成 20 年

度の4月のマニュアルの補足では、環境、公衆衛生、そういうものも含めて評価するような形を出してきています。今年度の審査に当たっては、平成19年度までの、ルールで評価することになっておりますので、次回、5年後か10年後、その頃には、もう少し町の意見も含めた形で出てくるのではなかろうかと思います。そうなりますと、B/Cは相当高くなります。

榛澤委員長：ここで、この案件については一応閉じさせてもらってよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

榛澤委員長：判定として、「継続」でよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

榛澤委員長：大網白里町公共下水道事業大網白里処理区、小中川排水区他について、「継続」ということでまとめさせていただきます。

袖ヶ浦市公共下水道事業 袖ヶ浦処理区 奈良輪第一排水区

(再評価実施後10年を経過した時点で継続中ということで、再評価を実施。)

<事業担当(袖ヶ浦市)より事業内容の説明>

委員：最初に県庁の方から説明があったとおり、22年度以降は計画が変わる予定であるということをお伺いしましたが、今の段階ではまだわからないのかもしれませんが、仮に計画の変更があった場合には、中身に関してどういう状況の変化が生じ、B/Cにどういう影響が出てくるのか、その辺の見通しを、袖ヶ浦の方に具体的な例でお伺いしたいと思います。

事業担当：今の社会情勢から言いますと人口が減少する傾向にあると思われませんが、今の人口で出したB/Cと、将来的に少し減らした人口でB/Cを出したところ、汚水については、1.7から、新しい減らした人口での費用対効果は1.6になりまして、雨水についても費用対効果を出したところ1.3で、袖ヶ浦市の場合は人口を減らしても費用対効果は変わりません。人口が減るということは、汚水については、世帯数が減るので、代替法として浄化槽の設置費用が減るわけです。雨水については、被害家屋数が減り、浸水被害額も減りますが、それ以外の場合は現況家屋数でやっておりますので、費用対効果は、1.3と変わりません。

委員：先ほどのパワーポイントで東京湾の赤潮の非常に大変な写真を見せていただいたのですが、公共用水域の水質保全ということで、こういう下水道事業がどのような形で社会貢献しているかということに関しては、下水道事業は大事であるということをもっと明確に曖昧な形ではなく、しっかりと、世の中にアピールしていかなければいけないと思います。もちろん東京湾の赤潮は袖ヶ浦だけの問題ではありませんが、下水道事業を着々と実施してこられて、どのように水質が改善していくかとか、そういったものは、全般的に資料が全くないのですが、袖ヶ浦の場合にはどうなのでしょう。

事業担当：袖ヶ浦市の場合、袖ヶ浦の処理場から東京湾に放流しておりまして、今、環境基準点の過去5年間の水質結果を一覧表で挙げていますが、COD、窒素、りんは多少なりとも減少しているという認識でいます。

委員：もう少し、皆さんが実施している仕事を、これだけ社会的な意味があるということを知りやすい形でぜひPRしていただきたい。希望でございます。

榛澤委員長：確かに、海の魚というのは山の幸から来るものですから。それは結局、手元をしっかりときれいにしなければいけないのではないかという先生の発想だと思いますので、ぜひ今後ともそういうことをPRしていただければありがたいです。

委員：先ほど人口減少の問題が出ましたが、これは下水道事業全般あるいは生活インフラの事業全般に関わることだと思いますが、人口減少というのが、こうした見直しで、場合によっては「取り止める」という選択をするケースが出てくる大きな要因になり得ると思いますが、そのときに代替案として、下水道事業としては浄化槽か下水道という二者択一しかあり得ないのか、それとも、いま見直し途中という話でしたので、供用の面積をうまく減らす、減った人口をどう再配置するというようなことも含めて提案していくということまでお考えなのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

事業担当：当市のほうも人口は横ばいにあり、極端な減はない状況ですが、ただ、将来人口の中で、浄化槽等に切り替えるという考えではなく、今の下水道施設を人口、汚水量に見合う施設で運営していくと考えています。見直しの中では、汚水適正化处理構想とかがありまして、浄化槽と下水道との区分分けを見直しの際に検討していく考えもあります。

委員：下水道という路線で計画の中身を見直すというように考えるのですか。

事業担当：はい。

委員：特に下水道の処理施設について、そのあたりが今後の人口増減に関わる部分だろうと思います。人口が減る場合に、今の施設あるいは当初計画した施設はどのように対応するかといいますと、施設内では一系統ですべてを賄うのではなくて、系統が何個も入っています。例えば人口が1万人減ると1個のラインを止めるとか、そういう形で動いていきます。ただ、できないのは管渠の部分です。道路の下に走っている大口径管を、人口が急に減ったから、半分にすることは不可能です。これからの区間の口径を小さなものに変更していく、こんな形になるかと思っています。

委員：5ページの雨水、「事業概要」のところ、「事業計画（目標年次：平成22年）」が「他事業による整備のため無し」というのは、20年で9億円というのは、当初ほかのところを出してもらった予定だったのが、下水道事業の中でやることになったという意味なのでしょうか。

それからもう一つ、その上に、工事着手年度が昭和49年から平成41年と書いてあります。平成41年度までかかるというのは、さっき発言したように、全体の計画168ha分をやるのにあと20年ぐらいかかるということによろしいのですか。

事業担当：「事業概要」の「他事業による整備のため無し」というのは、区画整理事業と整合を図りながら行ったために、下水道事業単独で整備していませんので、こういう表現をしています。

それと、168haのうち35haが整備済みですが、あと128haを完成するのに平成41年までかかるということです。

委員：その場合に、隣の「現況（平成20年）」に書いてある9億円というのは、下水道の方で整備することになった実績ということですか。

事業担当：区画整理事業の中で、雨水管渠の整備費になります。

委員：その下のほう、整備率が100%というのは、目標年次の平成22年度の35ha分は既に終わったということですか。

事業担当：そうです。事業認可を35ha取っておりまして、それが終わったということで、100%整備が終わっていますという表現をしています。

委員：しかし、事業目標は、このとき、同じ面積で目標年次は平成22年と書いてありますね。

事業担当：今の事業認可は5年から7年の期間で策定していますので、汚水の事業認可と一緒に、平成22年度までという表現を取っています。

委員：パワーポイント9ページ、コスト縮減、代替案ですが、ちょっと気になることがありますので、発言させていただきます。

コスト縮減の一つの方策として塩ビ製のマンホールを用いるというような書き方がされておりますが、塩ビ製マンホールというのは寿命が相当長いのでしょうか。これが廃棄物になってしまいますと、非常に扱いにくい材料だろうと思います。この書き方はちょっと控えておいたほうが良いかと思います。コメントだけです。

榛澤委員長：どうもありがとうございました。環境問題の観点からご注意がありましたので、ぜひそのことも考慮していただきたいと思います。

委員：市で使う全部の電気代に対して、下水処理は結構大きいと聞いていますが、例えば袖ヶ浦でもそうでしょうか。

事業担当：明確に比較はしていないのですが、額は大きい方です。

委員：将来、いかにそういうところで電気を使わないとか、先生が発言されたように、再処理にCO₂を沢山出すようなものはあまり使わないという工夫が必要ですね。

委員：雨水と汚水とそれぞれ便益の考え方は違いますね。ということは、費用便益が違うときに、汚水と雨水を一緒にしてどちらがいいかということは、数字だけでは簡単に議論できないということになるかということを知りたい。

もう一つは、先ほどの大網白里の雨水で1.3~4.1とありました。例えばみんな1.0以上だったから全部適正であるということになったのですが、仮にその中に0.幾つとかいうのが混じっていた場合に、分割してできるかどうか、そこだけではわからないと思うのです。そういう問題というのは、後で出てくるかどうかわからないですが、教えてもらいたいと思います。

事業担当：冒頭にも説明しましたが、雨水と汚水は別々に評価いたします。汚水については処理区単位、雨水については排水区単位。先ほど大網白里町は四つぐらいの排水区がありましたが、1.3以上なので継続をお願いしたところですが、0.幾つになればどうするかということですが、それについては、計画自体を見直すことも選択肢としてはあり得るかと思います。今後の取扱として、もっと効率のいいものに計画を見直すというところもあるかと思いますが、今回の場合は1.3以上でございます。

榛澤委員長：袖ヶ浦市公共下水道事業 袖ヶ浦処理区、奈良輪第一排水区について、「継続」ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

榛澤委員長：「継続」とさせていただきます。

木更津市公共下水道事業 木更津処理区 中央第1排水区他

(再評価実施後10年を経過した時点で継続中ということで、再評価を実施。)

<事業担当(木更津市)より事業内容の説明>

委員：総費用のところ、2ページの数字でお伺いしたいのですが、先ほど大網白里町のときに伺い、B/Cの総費用は着手から50年ということなので実際の事業費よりも金額が高くなっていると説明がありましたが、木更津市の2ページを見ますと、B/CのCのほうが平成29年度までの事業費よりも数字が低くなっているのですが、ここは先ほどのB/Cにおける費用の計算と整合しないので、ここを教えていただきたい。

事業担当：これについては、全体計画を立てるときの事業費ということで、当時、全体計画を策定したときの事業単価で、当時の費用をもって試算しています。それに対して、こちらの再評価に際しては、現在価格法(現在で整備した価格法)という形の差異がございまして、その整備単価の違いで差異が発生しているという形です。

委員：そうしますと、木更津市はそういう算定だと思うのですが全部は見ておりませんが、ほかの事例をいろいろ見ますと、大体B/Cのコストの方が高くなっているのですが、どうして木更津だけ低く設定することができたのか、少しわからないのですが。最初の見通しがかなり過大だったということなのでしょう。ほかの市町村全部かどうかわかりませんが、見た感じでも、B/CのCの方が事業費よりも高いですね。それは50年を見ているわけですから、当然だと思いますが。

事業担当：それにつきましては、現在、木更津市は整備の進行途中でありまして、ある程度整備が進んでしまっている部分と、これからどんどん伸びていく部分の試算の表の中で、残っている部分の差が大きな原因として出てくるのではないかと思います。

榛澤委員長：木更津だけ少し特徴があると私は思ったのですが。これは昭和52年の木更津の都市計画の場合は、かなり広い範囲で区画整理事業を行うという想定で行われたはずなのです。それに伴って下水道の方も計算されてきたと思うのです。

委員：今、費用便益比の対象となる事業は、事業計画の中に含まれている事業を言っているのですか。全体計画の中ですか。

事業担当：全体計画で評価することとしています。

榛澤委員長：全体と言っても、いま木更津が想定されているものが対象ではないのですか。

事業担当：今回比較したのは、先ほどの汚水の件であれば、パワーポイントの赤で囲まれている区域ですが、ここは当然昭和52年度当時においては区画整理を予定していたのですが、このパワーポイントではその分が抜けている。要するに中止されてしまったということで、その分が減少しているわけです。

榛澤委員長：この1,901億円というのは、昭和52年のときに全体計画として事業費を主として算出したもの、というふうに解釈していいのですか。今回、平成20年で再々評価するときに、現在、平成20年を対象として逆算していったということなのですか。

事業担当：再評価については20年の現在の価値に計算し直したものです。

委員：計画区域の条件はどうですか。

事業担当：計画区域は減っております。

委員：計画区域が、当初の計画区域に比べて、今回の評価のための計画区域は減っている

のです。減った分が金額として減少になってくると違うのですか。そういう見方でよろしいですか。

事業担当：はい。

委員：その発言内容では、この再評価の対象は5,485haではない。

事業担当：現在5,485haの部分になっています。前は、もっと大きな値になっています。

委員：ここに書いてある全体計画は、当時の全体計画ではないのですね。

事業担当：逆線等がありましたので、現在、調整区域になった、その分を減らしてあります。

委員：そうすると、やっぱり変です。5,485haを対象として再評価しているのであれば、そのときの事業費と総費用だと、総費用の方が低くなっているというのはおかしいです。

委員：B/CのCの方は50年と、しっかりマニュアルに書いてあるわけですから。50年とこちらの30年の分と、50年の方が安いというのは、ほとんどあり得ないということです。ですから、数字として逆転しているというのは理解できません。処理区域面積は、いろいろなことがあって減ったとしても、5,485haで今回出されているわけです。私たちはどういう経緯があったかわかりませんが、5,485haがこの赤の区域だということで、これで問題がないかどうかという評価をしているわけですから、基本となる数字が逆転しているというのは、きちんと理由をお答えいただきたい。

事業担当：調べさせますので。

榛澤委員長：ここで休憩させていただきたいと思います。10分ほど休憩して、その間にまとめていただきたいと思います。

(休 憩)

榛澤委員長：再開いたします。

この案件について、下水道事業に関して専門家から話を聞いてからまた説明していただくということで、先生からその違いについてまずご説明をよろしく願います。

委員：比較的一般的な話に近い形でお話しさせていただきます。

下水道の場合、一つの事業を始めますと期間が非常に長いので、その過程で計画変更が起こってくる。都市計画変更などが起こってくる可能性がある。増える部分についてはそれなりの対応はできますが、昨今の社会情勢は「減る」ということが起こってしまっていて、その典型的な例として木更津市の下水道事業であると言えます。

事業認可を受けて実際に施行に入って、その途中で、先ほど木更津市から話がありましたように、計画区域が減ったというものが入ってきますと、通常はこういう場合は下水処理場から比較的スタートすることが多いわけですが、そうすると、ポンプだ何だと事業がスタートしてきて、そこに費用が入ってしまっているわけです。その後、減るという形が来ますので、そういう意味ではある部分事業費が増えたままの状態では処理せざるを得ないというのが一つです。

それからもう1点、区画整理事業なども抱き込んだ形での下水道ということになると、全体の費用負担をどうするか。区画整理事業のほうでどれくらい下水道の費用を負担するかということがあります。ですので、事業途中で一抜けたということに

なりますと、その負担をどうするかという話も出てくるわけです。実際にここで言う総費用が事業費を下回るということが起こってくる可能性があるということです。

あとは、具体的には、事業主の木更津市から説明をいただければと思います。

事業担当：こちらのワークで私の勘違いのところもございまして、先ほど委員から説明いただいたとおり、区画整理事業で減ったところについては、迎え入れ管渠ということで幹線工事を先行しています。ほぼ幹線が終了した段階で逆線引に至っています。その関係で、どうしても過大施設というものがございまして。

それと区画整理事業については、事業者によって整備をお願いしている等もございまして、そういう公管金的なものの費用、その分を加算しますと 50%ほどこれに加算された金額になるのかと。ですから、ほかと変わりはないと思います。細かい計算になりますので、今ここで、何 ha で幾らですという答えが出せなくて申し訳ございませんが、ほぼほかの団体と同じく事業費については推移される形になると思います。

委員：今、事業費が 50%とおっしゃっていた。間違いではないですか。

事業担当：総費用です。

委員：総費用ですよね。事業費だと、これがさらに 50%だと、大変なことになってしまいますから。正しくは総費用でよろしいのですね。

事業担当：はい。

委員：総費用が 50%ということは、B / C のマニュアルによりますと、それがどういう事業であるかは別として、総費用はかかった費用ということだと、1,586 億が 50%増しになるということですか。

事業担当：総体的な中で動きますが、細かい数字までは今、出せないのですが。

委員：私が今ここで知りたいのは、あくまでもこの委員会の一つの基準は B / C ですね。その C に関して、この数字というものが本当に妥当であるか。「妥当である」というように言っていたら、私はそれでいいわけです。それが今の話では、事業費ではなく、要するに総費用であるわけですね。つまり、1,586 億というこの数字は動くということなのですか。それとも、これでいいということなのですか。

事業担当：区画整理事業の污水管の整備費につきましては、この C (総費用) の中に計上していない。計上漏れの額が今時点で明確に説明できないので、できましたら明確な額を計上して、次回に説明させていただくのがいいかなと思っています。

榛澤委員長：ということで、この件については次回の審議とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事業担当：それでは、次回、区画整理の事業の漏れということになりますと総費用と総便益の方にも影響してきますので、具体的な数値を出した形で説明させていただきたいと思います。

榛澤委員長：先生方に納得いくような説明でよろしくお願ひしたいと思います。

栄町公共下水道事業 栄町処理区 長門川第三排水区

(再評価実施後 10 年を経過した時点で継続中ということで、再評価を実施。)

<事業担当（栄町）より事業内容の説明>

榛澤委員長：この費用便益比が 1.3～6.0 とありますが、例えば 6.0 というのはどこになるのでしょうか。

事業担当：栄町は、ご覧のとおり長門川第二、第三、第四、第五、第六、第七と排水区ごとに費用便益を出しています。その中で 1.3 というのは長門川第五排水区で、こちらは川に接している区域ですので、川のほうに排除されるということから、浸水被害が少ないものですから、便益比が上がらないということです。

大きいところについては、逆に、JR 等がございまして川までの水路があまり整備されないと浸水してしまうという地域になりまして、排水能力の悪い地域の便益比が高くなっています。

委員：マニュアルによりますとおそらく考慮されていないと思うのですが、気候変動による自然災害の激甚化の問題をどのように考えているかということをお聞きしたいと思います。近代的な雨水処理の方法では、こうした比較的洪水になりやすいような場所ですが、限界があるとお考えなのかどうか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

事業担当：当町の状況は、利根川、印旛沼等に囲まれており、周辺に川、沼が多いものですから、利根川とか印旛沼の増水が影響されます。それに伴いまして内水を早急に吐いてあげないと増水してしまうということが考えられますが、幹線については既に整備済みで、内水位を上げないような形でゲートをつくってございまして、短期間に雨が降っても内水については早い段階で流れていってしまうという利点もございまして、ですから、その後、川ですと 1 日等遅れまして増水が始まってくるわけですが、その水を逆流させないということで考えております。また、利根川と印旛沼を結ぶ長門川という川がございまして、そこに印旛沼排水機場という機場がございまして、これは水資源機構のほうで維持管理をしていますので、そちらの機能が 100% 機能していれば長門川の水位が上がることはまずないと考えています。

委員：あくまでも雨水処理をすることで浸水を防ぐという方針で、例えば、ある程度浸水を許すというような選択肢ということは、これは平成 50 年度までの事業ですから、それくらい長期的なことでも考えていないということではよろしいですね。

事業担当：基本的に浸水が起こらない町ということで考えております。

委員：地球温暖化していくときに何が起こるかというのは、そんなによくわかっていないことが多くあって、それに対して順応的に対応していこうというのが、大体今の考え方かと思えます。現在、利根川の河川整備計画も完全にはまだ決定していませんので、長門川のところから 1,000 トン余分に入れるということもありますので、そういうときに、また雨が降ってきたらどうするのか、それはずっと続く永遠の治水の難しい問題なので、今のところはこう考えていますけど、温暖化に関しては、国もだけれども、県も市も町もずっと研究し続けなければいけないですねと、僕はそのぐらいの言い方かなと思っているのですが。

委員：今後、治水、あるいは利水、内水排除というものに対して栄町はどのように考えていくかというのは、先生のご意見も含めて、今後検討していただきたいと思います。多分、私としては、今の栄町はこういう答えしかできないのではないかと思います。

榛澤委員長：先生の貴重なご意見、ありがとうございました。それを参考にさせていただければと思います。

委員：7ページの雨水の現在の進捗状況で、5年前と今で見ると、事業費で18億円のままで、供用面積と延長が伸びているのに事業費が同じというのはどういうことですか。

事業担当：こちらは、18億円に対して18億円ということで、平成11年まで雨水を整備していただきました。しかしながら単位が億円ということなので、整備したのが3haでしたから、端数整理の関係で、片方が切り上げで片方が切り捨てになってしまい、両方揃ってしまったということでご理解いただきたいと思います。

委員：18億円より下のところは若干増えているということですか。

事業担当：はい、18.2とか3になると思います。

委員：先ほど雨水のB/Cが1.3~6.0との説明ですが、高いところと低いところの差は、排水が楽かどうかの問題ですか。もう一方は、市街化がされているかどうかによると思うのですが。

事業担当：基本的には、雨水の区域は、将来、市街化を想定しています。ですから、将来的にも宅地が張りつくという考えのもとにやっています。ただ、そこに経由する際に、自然流域でそのまま流れる区域はさほど費用がかかりませんのと、被害も出にくい。逆に言いますと、線路により排水の場所が限られるとか、そういう区域についてはそこに集約させなければいけないので費用がかかってしまいます。費用がかかるのですが、それ以上に被害が大きくなっていくということが想定されますから、費用便益が高くなるという形です。

榛澤委員長：では、この案件につきましては、「継続」ということでよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

榛澤委員長：どうもありがとうございました。栄町公共下水道事業 栄町処理区、長門川第三排水区につきましては、「継続」と決めさせていただきました。

東金市公共下水道事業 東金処理区

(再評価実施後10年を経過した時点で継続中ということで、再評価を実施。)

<事業担当(東金市)より事業内容の説明>

委員：一般的な話ですが、地元住民の理解が得られているというのは、どういう方法で調べているのか。それから、再々評価にあたって地元住民の意向を改めて調査するということがあったのかどうか

それからもう一つ、供用開始区域の接続率がほかの自治体よりも低く9割以下ですが、この辺は何か明確な事情があれば教えていただきたい。

事業担当：地元の住民の同意の関係ですが、今まで下水道事業を実施するには、各認可で取った5年ごとに区域を拡大するとき等に地元に入り説明会を順次行っていますし、事業の必要性等の考えについては各地区での市政座談会や、毎年市民アンケートを実施して市民の要望等を把握しているということで、公共下水道がまだ入っていない地区については要望順位が高く出ていますので、私たちは住民の希望も高いものにとらえているところです。

接続率ですが、先ほどの説明の場所よりは若干低いかと思いますが、全国平均は85 ぐらいではないかと考えています。東金市の場合は、真ん中は市街地があるのですが、周りに農村部も少しありまして、そういうところも面整備で入っていることと、もう一つ、市街地の中でも、高齢者が住んでいるお宅、また古い住宅については、接続については、資金難とか、年金しかないとか、アパート等の建替え計画があるなどの事情により、接続できない状況でして、私どもも100%に一日でも早く上げたいということで努力していますが、なかなか上がっていかないというのが状況です。

委員：真亀川の本来の流量に対して、処理水の流量は平均どのくらいのものなのですか。
事業担当：正確にはつかんでいないのですが、うちのほうは下水道の処理水は汚水だけですので、量としては微々たるものになります。水質浄化については、処理水のほうが格段にきれいなもので、浄化センターの水の出口と上流では全然違った効果は出ています。

委員：放流した水のほうがきれいだと。大丈夫だと。

もう一つは、真亀川にもう少し放流水があり、センターより下流の水量に対して大分貢献しているのかと思ったのですが、それほどでもないのですか。

事業担当：汚水を処理した量ですので、真亀川に対しては量的には影響は出ていないと考えています。水質は桁違いですけれども、量的にはそう期待はできません。

榛澤委員長：水質の検査はどういうピッチでやられているのですか。

事業担当：まず、河川の放流水については、法で決められていますので、水質の検査をしています。

榛澤委員長：それは年1回ですか。

事業担当：放流水については毎日検査しています。

委員：雨水に関してないというのは、そういう被害は全くないということなのでしょうか。

事業担当：東金市の場合は、今、他事業のほうで河川の整備が行われていまして、公共下水道の地域については、平成8年頃に雨水の管渠工事まではやっていたのですが、それ以後は大きな被害も出ていないということで、汚水事業に力を入れているという状況です。

榛澤委員長：東金市公共下水道事業 東金処理区については、「継続」ということでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

榛澤委員長：「継続」と決定させていただきます。

茂原市公共下水道事業 川中島処理区 三貫野排水区他

(再評価実施後10年を経過した時点で継続中ということで、再評価を実施。)

<事業担当(茂原市)より事業内容の説明>

委員：処理場の処理能力に対して、実際の日平均処理流量は大体どのくらいですか。処理能力に対して実際に日々処理しているのは何分の1くらいですか。

事業担当：茂原市は、現在、処理能力として1万5,410トンほどございます。これに対して、大体、日1万5,000トン进行处理しています。

委員：全然、安全率がないのですか。

事業担当：能力に対して整備がかなり進んでいるといいますか、能力とぎりぎりのところまで今来ているという状況です。これからもう少し整備を進めていく場合、処理場のほうの能力を増強ということになっています。

委員：そんな安全性のないことなのですか。つまり、何か処理場で事故が起きたら、全然処理できないということですね。処理能力と処理している量がほぼ同じだということは、処理場に何か事故がおきたら、もう処理できないということが起きるわけですか。

事業担当：能力に対して整備が段々進んでいくわけですが、たまたま能力に対して今ぎりぎりという状況にあるということで、そういう余裕から考えますと、処理場の能力のアップを考える時期に来ているということです。

委員：安全率というのは、分流式の場合には、常に1系統空けておくというのが安全率です。残りのほうはそれこそフルに回転させるというのが、下水処理の効率という意味では一番いい効率です。ですから、事故が起きたときには、残している1系統を使う。こういう形になっています。

それから、合流式の場合は、雨が入ってきますから、そういう意味では若干余裕を持たせて常に動かしているということになります。

委員：今の流量ですと、毎秒200リットルぐらいの流量が出ていることになりませんが、ここに流れている川の維持流量ぐらいは十分流しているということで、先ほどの話と何となく合わないですね。真亀川の話がありましたが、あのときは、処理流量は大したことなくて、真亀川の維持流量のほうが多いと聞きましたが、ここだと毎秒200リットルの水が流れるというぐらいになりますから、その川の流量のほとんどをこのセンターが出していると思っていいのでしょうか。僕は結構なことだと思っているのですよ。

事業担当：放流先ですが、茂原市の場合は、直接は、一宮川ではありませんで、阿久川に放流しています。この阿久川については、1次改修が一応済んでいます。能力的には150トン程度の能力がございますので、普段の流量から比べますと、そんなには。

委員：私は何で先ほどから言っているかということ、処理水というのが実は消えなかった川の流量を復活させるソースになっているじゃないですか、それはもっと高く評価していいのではないですか、ということをお願いして言っているのです。だけど、そういうのは、一部反映されているかもしれないが、あまりB/Cに反映されていないので、そこはもっと評価していいのではないのでしょうかということ。これはコメントというぐらいで聞いていただければ。

委員：コスト縮減とか代替案とかいろいろあるのですが、全部申し合わせたように同じことが書いてあるのですね。それぞれの地域によって違うと思うのですが。これは茂原市だけに言うわけではないですが、それぞれの市町村の実情に合わせたコスト縮減ということをもっと少しきめ細かく考えて次回を出していただきたい。みんな同じということはありません。

それと、私は植物とか生物とか生物多様性とかそういうことが専門ですので、ぜひ、処理水を流していく川の生物浄化ですね。つまり、コンクリートではなくてヨシ、アシにすれば、公共用水域に出ていくときにそれなりに浄化されて出ていくわけで

すから、そういったものもコストではなくてベネフィットとして換算するようなペースをつくっていけばいい。つまり、コスト縮減とか代替案というところでこういうことも考えているのですよというのをに入れていけば、それがマニュアルに反映していくと思うのです。国からのマニュアルで何か受身というのではなくて、千葉県はこんなことを工夫しているのだからしっかりとコストベネフィットのところ反映してくださいという工夫が必要ではないか。あまりにも書き方がステレオタイプで、次回に期待させていただきたいと思います。

榛澤委員長：それでは、この件についてはよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

榛澤委員長：それでは、茂原市公共下水道事業 川中島処理区、三貫野排水区他について、「継続」ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

榛澤委員長：「継続」と決定いたします。

榛澤委員長：これから市街地開発事業及び土地区画整理事業ですので、県の都市整備課長から概要をお願いしたいと思います。

<県都市整備課より事業概要の説明>

市街地再開発事業 市川駅南口地区

（再評価実施後5年を経過した時点で継続中ということで、再評価を実施。）

<事業担当（市川市）より事業内容の説明>

委員：これは総費用、総便益とも上がっていますが、総費用が上がったのは建築資材の値上がりによってですが、期間が延びたことの金利負担というのもあるのですか。逆に、UR機構が入ったことによって一括で負担金が入ったというような話もあったのですが、その辺のことをもう少し知りたい。

それから、便益のほうですが、さっき駅前広場の地価の上昇分10%という発言があったのですが、そのマニュアルはいつの時点で出たマニュアルですか。つまり、再々評価のときと再々々評価のときの間に出ているということですね。その部分を除くと一体どのくらいになるかというのは、試算をしていたら教えていただきたいのですが。

事業担当：金利につきましては、先ほども説明したとおり、特定事業参加者制度というのと、特定建築者制度でやっております。

委員：期間が延びたことによる金利上昇分も逆にあるわけですね。

事業担当：そちらのほうは大丈夫です。

委員：それは全体事業費を押し上げる効果がある。

事業担当：その部分は入ってないです。

委員：建設を例えば何年かでやっていた場合はどうですか。

事業担当：着工がその分遅れていますので、その分によって金利負担が増えているということはないです。着工自体が遅れていますので。

委員：では、補償費だけが違ってくる。

事業担当：補償費は、15年です。補償金は、本格的に払ったのが16年からになっていますので、あくまでも15年の段階は概算という形でやっていますので、先ほど言った費用が増えた主なものについては補償が多いということになります。

委員：便益のほうも教えてください。

事業担当：平成19年にマニュアルが変更になっておりまして、以前の5%から10%に変更になっています。

委員：それによって便益が割増しされた分というのは、大体どのくらいなのですか。

事業担当：マニュアル改定による分については、概算で約6億円になっています。あと、それ以外の部分がございますので。

委員：マニュアル変更は6億円ということは、再々評価から今回の評価の間に約160億くらいですか。その大半は何による変化なのですか。

事業担当：店舗面積が、前回と比較しまして約239㎡増えていますので、面積が増えたという部分が大きいです。

委員：再開発の場合には、費用のほうも便益のほうも大変複雑なものだと思うのですが、直感的に教えていただきたいのは、総便益に一番響いているのは、地価による評価が大きく響いていると見ればいいですか。

事業担当：便益は2種類ありまして、事業区域内においては住宅、店舗、駐車場等すべて賃貸住宅とした場合の収益向上分、あと事業区域外については、事業による利便性の向上、地価の上昇分と二通りありまして、割合としては、域内便益は474億円、域外便益は先ほど言いました地価の上昇分で610億円という形になっています。

委員：再開発によって具体的に何が便益になっているのか。実感と合うのかなということを知りたかったのです。域内、域外は大体こういう割合だということはおわかっていたわけですね。例えば、再開発の場合には失われたものもありますね。そういうことはカウントしないマニュアルになっていますが。

委員：マニュアルの1-17に書いてあることですかね。

委員：そうですね。その中でどういうことが響くのかなと。AからKまでありますね。

事業担当：1-17でいろいろな計算方法があるのですが、これでも総合的に評価して総体的に算定するという形のマニュアルになっています。

委員：これは、最終的に地価関数とかいうのに置き換えられてしまうのですね。

事業担当：そういうことになります。

委員：何が効いているかというのは見えにくくなっている。全部地価に還元されてしまうようなマニュアルになっていますね。

事業担当：それに換算された結果として出てきますので、確かに個々の要素がどれだけ影響してくるかというのは、なかなか分かりません。

委員：それは計算されていて直感的に何が響いてくるのかを教えていただきたいということなのです。床が増えたことですかね。

事業担当：事業区域内の便益については、再開発ビルができたことにより、その床を全部賃貸に回した場合の収益分をすべて便益に算定するという形で域内便益を算定しています。域外便益については、事業区域内から500mの部分を狭域、500mから先の

10km までの範囲を広域という形で分析していて、そのときに、商業施設ができることによって地域の利便性が高まり地価が上昇する。その地価の上昇部分が全便益ということではなく、地価が上昇したことによって、例えばその部分を賃貸に回していれば、地代の部分は上昇して取れます。そういった部分で地価上昇分の4%を便益とみなして算定する。そういった手法をとっているものですから、どうしても、住宅をつくるよりも、商業系　お店をつくったほうが、便益が出るというような手法になっています。

委員：これはかなり高度開発をしているが、住宅が多いからそれほど費用便益は驚くほど高くは出ないというように考えていいですね。

事業担当：住宅のほうについては、あくまでも床を賃貸するという部分で便益は上がるのですが、区域外に便益を及ぼすかといえば、住宅についてはそれほど影響がない。

榛澤委員長：それでは、市川市からの案件について、「継続」ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

榛澤委員長：市街化再開発事業 市川駅南口地区は「継続」ということにさせていただきます。

土地区画整理事業 岩崎地区

(再評価実施後5年を経過した時点で継続中ということで、再評価を実施。)

<事業担当(市原市)より事業内容の説明>

委員：再々評価のときと今回の再々評価のときの便益の内訳はわかりますか。

パワーポイントの算定根拠の便益の表が10ページの上にあるわけですが、これには今回の走行時間短縮便益と走行経費減少便益と交通事故減少便益が載っていますが、これ以前の平成15年度のときの内訳はわかりますか。1.81のときの便益の中身。

なぜこういうことを聞きたいかといいますと、これの2ページ後、皆さんの手元の資料だと11ページの上のところで、「交通量減少による旅行速度増による便益の増加」とあるのですが、普通、街路の便益をはじくところは、走行時間短縮便益のほうが圧倒的に多いですね。93億と2億と1億ですから。すると、台数が減るということは、便益にとってかなり痛いのです。走行速度が増えることよりは台数が減ることのほうが痛いはずなので、そこがおかしくないかなというのを少し知りたいです。

委員：便益自身は多分問題はないと思うので。僕が気になったのは、2枚後の理由です。

便益の変更理由というところが、本当にこれで正しいですか。おそらく出ている数字は間違いはないはずですから。この理由がひょっとして間違っていると、何かしっくり来ないなと思ったので。この理由のところだけ少し疑問を感じました。

榛澤委員長：私が言いたいのは、根拠をはっきり明示してここで認めたほうがいいではないかと。例えば、この考え方が次にまた影響するわけです。競合路線の設定が、こちらと同じような考えでおそらくやっていらっしゃると思うのです。ですので、次回に回しても支障はないですか。

事業担当：手元に資料はあるのですが。

榛澤委員長：時間があればできますか。

事業担当：できます。これは計算しておきますので。

榛澤委員長：では、次の土地区画整理事業 新田・下宿地区について先にやります。その間、計算しておいてください。

土地区画整理事業 新田・下宿地区

(再評価実施後5年を経過した時点で継続中ということで、再評価を実施。)

<事業担当(市原市)より事業内容の説明>

委員：こちらと同じで、24枚目のシートで、信号密度が増えるのが便益の変更になる理由にならないのではないかと思います。信号密度が増えるということは、その分、旅行時間が長くなりかかりますから、どちらかということこれは走行時間短縮便益を減少するほうに行くのではないかと。平成15年の再々評価の場合の総便益89.79億円と比べると、今回の平成20年度は102.81億円というように便益は増えていますので、信号密度が増えているというのは便益の変更理由に当たらないのではないかと思います。

2点目は、去年も確か同じようなことを指摘して混乱した覚えがあるのですが、土地区画整理事業は、街路のマニュアルでもって便益を評価するというのはいろいろ問題があるのですが、ひとまずこれでいいです。土地区画整理事業がある場合とない場合の交通量と旅行時間を示すべきだと思います。計画路線自身は土地区画整理事業がない場合は交通量ゼロ、旅行時間もゼロでいいのですが、競合路線のほうは、区画整理事業がある場合とない場合で交通量がどう変わるか、旅行時間がどう変わるかということを示さないといけないと思います。それではじめてしっかりと走行時間短縮便益が上がるということが示せるとと思いますので、ぜひそういう資料の作り方をさせていただきたいと思います。

最後に、これは今回の話ではないのですが、土地区画整理事業を街路のマニュアルで道路の部分の費用便益で評価するということが、どうやら見直される方向にあるそうです。先ほどの市川駅前の再開発のような地価関数を使う方向に行くそうですし、場所によってはそちらのB/Cを出して参考値としてやっていくところもあるそうですので、そろそろ千葉県もそういう方向に動き出してはいいかかと思えます。

榛澤委員長：私は費用便益分析のところは同じような方法で作成されたほうがいいと思うのですが。ですので、次回までに出していただければありがたい。この二つの案件について次回に回したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

委員：それは結構です。ただ、そのときまでに教えてほしいのは、この調書の7ページ、それぞれ総費用、総便益が増えているところの内訳、理由を教えてくださいということの一つと、特にこの地区については、交通事故がマイナスのほうになっているのです。開発することによって、事故は逆に増えてしまうというふうになっているのです。再開発で道路がもともとないところだったらそういうこともあるのですが、ここは駅に近いし、400戸も住宅があって、既存の細い道路がたくさんあるので、なぜ便益がマイナスになるのか、その辺の理由も教えてくださいと思います。

それから、先ほど先生が発言された便益については、この地区だけではなくて、周

辺の道路の速度が逆にこっちが走ることによって下がるとかいろいろな効果があるので、その辺がわかるような資料を見せてもらえれば納得できるのではないかと思います。

委員：私は次回で結構ですが、B/Cを中心としたお金のことが明白になっているかどうかを評価するというのが我々の仕事なのでしょうが、もう一つ、都市計画のような話ですと、一体どんな町ができるのか。それは地域としてふさわしいまちづくりであったり、全体としての景観なり、何とかバランスが取れているのだろうかということに対していろいろな評価するというのも多少あると思っています。でも、きょうの発表ですと、全く伝わってこないのです。一体どんな町ができるのか。ここの図面等はコピー・アンド・ペーストみたいな感じの図面ばかりですから。第一、細かい数字で読めないのも多いです。私は、ほかの自治体でも、漫画を描いてくださいとお願いしています。こんなイメージからこんなイメージにするのですと、漫画でも何でもいいですから、そうすると我々もピタッとわかって、そういうふうにするのかというのがわかるので。大事な委員会ですので、そこには労を惜しまないでやっていただけないか。そうしないと、ちょっと分野が外れてしまうと、何をやっているのかわからなくなってしまう。

それから、専門用語を使い込まれるのは結構ですが、しゃべるときにはそれを普通の言葉で言っていただけませんか。「供用開始」なんて言うと、普通の市民の感覚には合わない言葉なので、「ここから使います」とか何とか言ってもらえば十分です。そういう感性で見る、市民の立場で見る、かつ学識者と言われる立場で見る、両方あると思うので、そういうふうに今回はやっていただけたら、もっと理解が深まって、もっと応援団になりたいなという気もする。この町に住みたいなという気ももっとすると思う。よろしくお願いします。

事業担当：先ほど（岩崎地区）の数値が出ましたので、お答えいたします。

走行時間短縮便益は、平成15年に行われたのが83億1,200万円、走行経費減少便益は9,800万円、交通事故減少便益は-1億1,000万円、合計83億円になります。

費用のほうですが、事業費が45億9,100万円、維持管理費は100万円、合計45億9,200万円です。

委員：今のところで、走行時間の短縮便益が今回相当上がっているわけですが、5年前と比べて交通量が全体的に減るような方向にあるのではないかと思います。その辺はどのような予測をされていますか。保有の形態とか利用については今までよりは落ちるような予測が最近されていますが、これだとかかなり交通量が増えているように思うのですが、どうでしょうか。

事業担当：国道16号の交通量につきましては、約1万台減っております。ただし、交差点の箇所が増えたということで、逆にその部分がマイナス要因になっております。

委員：交差点というのは、この地区の中ではないですね。

事業担当：国道16号では、当時1km当たり1ヵ所という計算で取ってあったのですが、今回、ちゃんと図面を見ながら、現場を見ながら交差点の箇所を数え、信号機の数を数えて、今回そのような形になりました。

委員：ということは、前回の再々評価のときの交通量の便益が過小に評価されていたということですか。要するに、交差点の数が今回増えたということは。

事業担当：実際に増えている部分もありますし、カウントされていなかった部分もあります。

委員：区画整理が行われたことによって、中に幹線道路ができ、そこに車が走る。しかし、逆にほかのところから展開してくるから、その分の交通量は少なくなって速くなって便益が、こういう計算の仕方ですよ、基本的に。

事業担当：それと、市原縦幹線については、計画交通量は当初の計算よりも少なくなってしまいます。

委員：そうすると、走行経費が下がるから便益が上がる。

事業担当：大変申しわけないのですが、前回の時点で費用対効果の便益を算定する中で、都市計画道路は2路線あるのですが、1路線での計算になっていました。今回、正式な形で、県のほうの指導もあったのですが、都市計画道路をすべて入れるという形で便益を再度計算した結果、その部分が上回ったというのが一番大きな要因でございます。

榛澤委員長：説明が不十分だということですね。この事業に関して次回にということで、それまでにきちんと整理していただきたいと思うのですが。

事業担当：では、説明の仕方を整理して、次回にまたお願いしたいと思います。

榛澤委員長：そのほうがきちんと説明ができていいのではないかと思います。

では、この二つの案件については次回とさせていただきます。

議題（２）その他

榛澤委員長：事務局から何かございますか。

事務局：特にありません。

本日は長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

次回の委員会は9月11日（木曜日）を予定しておりますので、またよろしく願いいたします。

閉会

榛澤委員長：委員の皆様ご苦労さまでした。以上をもちまして第16回「千葉県県土整備部所管国庫補助事業評価監視委員会」を終了いたします。

長時間にわたり、どうもありがとうございました。

以上